

参考 2 : DVD (第 2 部) 参照条文等

DVD (第 2 部) では、行政不服審査法 (以下「法」といいます) の規定や、個別法の規定に基づき、シナリオ設定がなされています。以下、第 2 部のうち、DVD 中で解説がなされていない設定について、簡単な解説及び参照条文を掲載しますのでご参照ください。

----- シーン 1 : 審理員の指名 -----

- 本件審査請求が県知事に対してなされていること

審査請求は、原則として、処分庁等の最上級行政庁に対してなされます (本テキスト 4 頁参照)。しかし、法令に特別の定めがある場合には、その定めに従うこととされていますので、本件においては、障害者総合支援法 97 条に基づき、県知事に審査請求がなされています。

【参照条文】

法第 4 条 審査請求は、法律 (条例に基づく処分については、条例) に特別の定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める行政庁に対してするものとする。

- 一 処分庁等 (処分をした行政庁 (以下「処分庁」という。) 又は不作為に係る行政庁 (以下「不作為庁」という。) をいう。以下同じ。) に上級行政庁がない場合又は処分庁等が主任の大臣若しくは宮内庁長官若しくは内閣府設置法 (平成 11 年法律第 89 号) 第 49 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは国家行政組織法 (昭和 23 年法律第 120 号) 第 3 条第 2 項に規定する庁の長である場合当該処分庁等
- 二 宮内庁長官又は内閣府設置法第 49 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは国家行政組織法第 3 条第 2 項に規定する庁の長が処分庁等の上級行政庁である場合宮内庁長官又は当該庁の長
- 三 主任の大臣が処分庁等の上級行政庁である場合 (前 2 号に掲げる場合を除く。) 当該主任の大臣
- 四 前 3 号に掲げる場合以外の場合当該処分庁等の最上級行政庁

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 97 条 市町村の介護給付費等又は地域相談支援給付費等に係る処分に不服がある障害者又は障害児の保護者は、都道府県知事に対して審査請求をすることができる。